（様式１）

令和４年　　月　　日

芝山町長　麻生　孝之　様

応募者（代表企業）

所在地

法人名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

参　加　意　向　表　明　書

「芝山町 田園型居住地創出拠点整備事業 事業者募集要項」に係る事業予定者選定について、下記資料を添えて、参加意向表明書を提出します。

ついては、募集要項に定める参加資格要件を全て満たしていることを裏面のとおり誓約し、相違があった場合、参加資格を取り消されても異議を申し立てません。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 参加意向表明書（本書） | 様式1 |
| 1. 会社概要 | 様式2 |
| 1. 構成員届　※ | 様式3 |
| 1. 体制表 | 様式4 |
| 1. 業務実績書：開発行為等（添付書類（写し）含む） | 様式5-1 |
| 1. 業務実績書：補助事業（添付書類（写し）含む） | 様式5-2 |
| 1. 建設業許可書（写し） |  |
| 1. 宅地建物取引業免許（写し） |  |

　　　　※共同企業体で参加する場合のみ

（担当者連絡先）所属

担当者氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

誓　約　書

私は、下記事項について誓約します。

記

１．千葉県内に本店又は支店を有すること。

２．地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

３．本募集要項公表日から審査選定までの間において、芝山町建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成6年策定）の規定による指名停止措置の期間中の者でないこと。

４．本募集要項公表日において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。））をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

５．民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者

６．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用している者でないこと。

７．個人にあっては、芝山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。法人にあっては、暴力団員又は暴力団員等を構成員としていないこと。

８．施行面積5ha以上の住宅地整備に係る開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項）の実績を有する者であること。

９．建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき、土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

１０．建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止命令を受けていない者であること。

１１．宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けている者であること。

１２．宅地建物取引業法第65条第2項又は第4項の規定による業務の停止命令を受けていない者であること。